

10月1日から パートナーシップ宣誓制度がスタート

性的マイノリティの人々の生活のしづらさの解消だけでなく、性的指向や性自認といった多様性への理解を深めるため、10月1日から府中市パートナーシップ宣誓制度を導入します。

市では、第5次府中市総合計画および第3次府中市男女共同参画プランで、互いの人権を尊重し、全ての市民が安心して生活しやすいまちづくりを目指しています。

問い合わせ先 総務課 (☎43-7212)

パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した関係（パートナーシップ）であるという宣誓書を市に提出します。市はそれを受け取った証明として、受領証と受領カードを交付します。

この制度は、法的な効力を生じさせるものではありませんが、2人の思いを尊重するとともに、社会的理解を促進し、2人が自分らしく暮らしていけるよう応援する制度です。

宣誓すると受けられるサービス

府中市では、「市営住宅の入居」や「三世同居・近居支援」など、いくつかの制度で受領証を活用することができます。



宣誓の流れ

① 宣誓予定日の事前予約

希望日のおおむね10日前までに、総務課に連絡してください。

② パートナーシップの宣誓

市職員立ち合いのもと、「パートナーシップ宣誓書」に自署し、提出していただきます。

③ 内容確認（審査）

本人確認およびパートナーシップの宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。

④ 宣誓書受領証などの交付

パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）とパートナーシップ宣誓書受領カード（免許証サイズ）を一部ずつ交付します。

宣誓をすることができる人

一方または双方が性的マイノリティの2人であり、次の要件を全て満たす必要があります。

▷ 双方または一方が市内に住所を有しているまたは、14日以内に市内への転入を予定している

▷ 成年に達している

▷ 事実婚を含む配偶者がいない

▷ 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていない

▷ 2人の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系血族でない

※ 養子縁組を除く。

◆ 事業者の皆さまへ

同性カップルは民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないことから、例えば、同居のために家を借りるとき、職場での福利厚生を受けるときなどにさまざまな問題に直面します。

本制度は法的効力を生じさせるものではありませんが、趣旨を理解いただき、受領証や受領カードの活用などご協力をお願いします。

宣誓に必要な書類

① 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

（3カ月以内に発行されたもの）

※ 宣誓予定日から14日以内に転入予定の人は、転入が予定されていることが分かる書類の写しを提出してください。

② 戸籍抄本などの配偶者がいないことを証明できる書類（3カ月以内に発行されたもの）

③ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど本人確認ができる書類

④ 希望者のみ、通称名を証明する書類

詳しくは、市のホームページで確認してください。ガイドブックや各種申請書のダウンロードも可能です。



性の多様性について考えてみよう

性は「男」と「女」だけじゃない

これまで性は、生まれたときの体の性別によって、男か女かのどちらかに分けられてきました。しかし、性は体の特徴のみで決定されるものではありません。私たちは4つの要素によって、性を認識することができます。

体の性

生まれたときの体の性。

好きになる性

自分の恋愛や性愛の感情がどの性別に向くか、向かないか。

心の性

自分の性をどう認識しているか。

表現する性

自分をどのような性別で表現したいか。
例) 自分の呼び方（一人称）や服装

LGBTQ+ってなんだろう？

「LGBTQ+」は、次の頭文字をとったもので、性的（セクシャル）マイノリティを表す言葉の一つとして使われています。

- L** レズビアン (Lesbian) 女性として女性を好きな人
- G** ゲイ (Gay) 男性として男性を好きな人
- B** バイセクシュアル (Bisexual) 異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人

- T** トランスジェンダー (Transgender) 生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人
- Q** クエスチョニング (Questioning) 自分の性別が定まっていなかったり、自分がどういった性別の人を好きになるか分からない人
- +** プラス 「LGBTQ」以外にもさまざまな性があるという意味

⚠️ アウティングは許されない行為です

人の心の性や好きになる性を、許可なく第三者に伝えることを「アウティング」と言います。アウティングは人格権やプライバシー権を著しく侵害する許されない行為です。もしも誰かから、性的マイノリティであることを打ち明けられたり、予期せず知った場合は、本人の許可なく言いふらしてはいけません。

10月1日から

子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)を開始します

10月1日から保護者の疾病および仕事等により、児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童福祉施設などで一時的に児童を預かる「府中市子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」を開始します。

対象 市内に在住する0～18歳未満で、利用要件にあてはまる児童

利用料 年齢、世帯状況により異なります。

利用方法 希望する人は、事前に子育て応援課へ相談してください。

問い合わせ先 子育て応援課 (☎43-7216)

詳しくは市のホームページを確認してください。



利用要件

ショートステイ（原則7日以内）	トワイライトステイ
以下のいずれかに該当する家庭の児童 ▷ 児童の保護者の疾病 ▷ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安などの身体上または精神上的の事由 ▷ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由 ▷ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由	保護者の仕事などの理由により、保護者が平日の夜間に不在となる家庭の児童

